

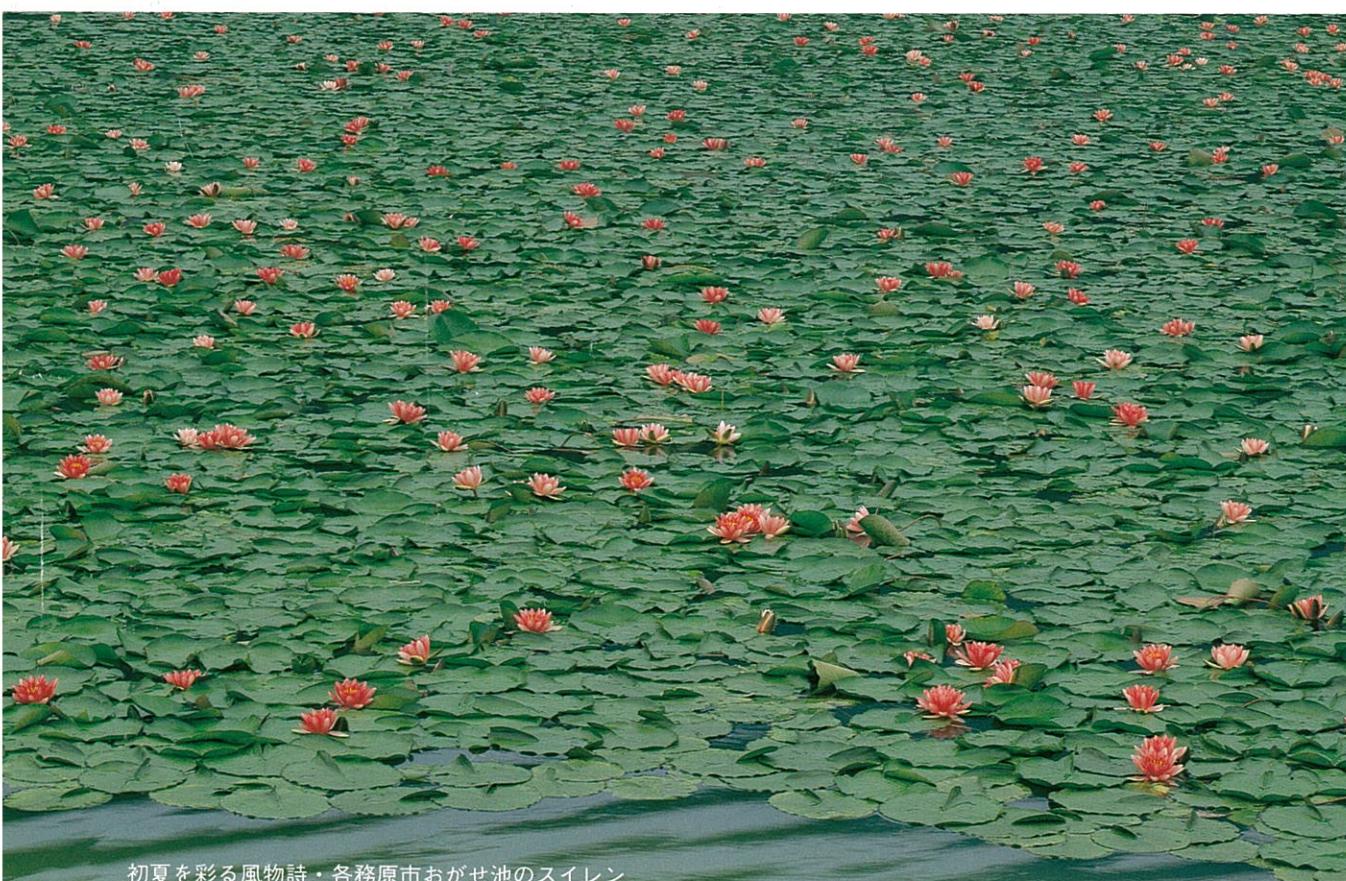
GIFU HOZEN

岐阜県環境保全協会報

1996 / 第28号

平成8年6月25日発行

題字：梶原拓岐阜県知事



初夏を彩る風物詩・各務原市おがせ池のスイレン

目 次

ごあいさつ	理事長就任のご挨拶	財団法人地球環境村ぎふ理事長 桑田 宜典	1
		岐阜県衛生環境部次長 沼波 豊	2
		岐阜県衛生環境部環境整備課長 衣斐 昭彦	3

特 集	わがまちの産業廃棄物問題と対策	関市市長 後藤 昭夫	4
		揖斐郡池田町町長 久保田達男	5

特 集	(社)岐阜県環境保全協会第14回通常総会	6
-----	----------------------	---

特 集	廃棄物対策の全庁的な取組方針	岐阜県衛生環境部環境整備課	8
	廃棄物対策の現状と課題	岐阜県衛生環境部環境整備課	10
	建設廃材(木くず)木炭化再生利用調査事業報告書	岐阜県衛生環境部環境整備課	13
	「岐阜県環境影響評価条例」の施行について	岐阜県衛生環境部環境管理課	15

協会だより	平成8年度第1回・第2回理事会、各委員会活動、役員異動、全産廃連会長表彰ほか	17
-------	--	----

トピックス	不法処理防止連絡協議会パトロール実施、新入会員の紹介	20
-------	----------------------------	----

解 説	感染性廃棄物適正処理推進プログラム(ADPP)実施要領	21
-----	-----------------------------	----

編集後記		22
------	--	----

表紙写真 初夏を彩る各務原市苧ヶ瀬（おがせ）池の水蓮（スイレン）

県の新八景一位に選ばれている各務原市のおがせ池は、初夏にはスイレンの花が水面をピンクに染めます。遠めには、まるで緑とピンクの絵の具を垂らした島のよう。スイレンは朝6時ごろから咲き始めて、午後2時半ごろにはつぼんでしまう。見ごろは、8月中旬まで。

=写真提供・花スタジオ（本巣郡巣南町古橋）=



理事長就任のご挨拶

財団法人地球環境村ぎふ

理事長 桑田 宜典

貴協会におかれましては、日頃より岐阜県の環境保全の推進にご尽力され、深く敬意を表します。

さて、このたび、関係各位のご協力をもちまして、財團法人地球環境村ぎふの設立許可をいただき、理事長としてその責務を果たすこととなりましたので、一言就任のご挨拶を申し上げます。

皆様ご承知のとおり、環境問題は地球的規模で関心を集めているところですが、なかでも廃棄物の適正処理の確保は国土の限られた我が国にとって、最重要課題の一つとなっております。

このため、岐阜県は第5次総合計画において、今後の廃棄物行政の基本的方向として「廃棄物・リサイクルの5原則（リサイクルの徹底・安全第一・自己完結・公共関与・複合行政）」を定めたところでありますが、これに基づく施策として平成7年度に「岐阜県地球環境村推進構想」が策定され、この推進母体として、県、市町村、関係団体の出捐による「財團法人地球環境村ぎふ」が設立されました。

なお、「地球環境村」とは具体的に申し上げますと、廃棄物処理関係施設を核として、リサイクル、余熱利用等の資源活用及び地球環境問題に関

する研究・実践を行う場所であるとともに、廃棄物処理関係施設の周辺に健康、福祉、医療、生涯学習、文化、スポーツ等の各種施設を複合的・有機的に整備することにより、良好な生活環境や自然環境の保全・創出及び地球環境への負荷の減少を図り「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現を目指す地域をいいます。

当面は、財團自らが地球環境村の建設に向けて努力してまいりますが、将来においては、民間設置地球環境村の建設に関する助成も行う計画であります。

与えられた責務には多くの困難が伴うとは存じますが、目標に向けて全力を尽くしますので、皆様方のご支援及びご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。



春の定期人事異動

県衛生環境部次長に沼波豊氏
県衛生環境部環境整備課長に衣斐昭彦氏が着任

県衛生環境部においては、この春の定期人事異動で、沼波豊氏が衛生環境部次長に、衣斐昭彦氏が衛生環境部環境整備課長にそれぞれ着任されました。

なお、平成8年度の県下の産業廃棄物関係行政機関の陣容については、9月に発行予定の「協会要覧(平成8年度版)」への掲載をもってご紹介にかえさせていただきます。

今後、本協会がお世話になる県の新任次長さん、課長さんから『新任のあいさつ』をいただきましたので、以下にご紹介いたします。



岐阜県衛生環境部次長

沼 波 豊

このたびの人事異動により岐阜県衛生環境部次長を拝命いたしました沼波でございます。

就任にあたり一言ご挨拶申し上げます。

会員の皆様方には、日頃から本県の環境保全行政に格別のご理解とご協力をいただいており、厚く御礼申し上げます。

今日、環境問題は地球的規模での取り組みが必要な問題となっており、特に廃棄物に関しては緊急に解決しなければならない課題と考えております。

また、我が国は社会経済の急速な発展により、産業活動に伴って排出される産業廃棄物は年々増大し、質的にも多様化しており、その適正処理や処理施設の確保は、もっとも緊急を要する重大な課題となっております。

県行政におきましても、廃棄物に係る問題を最重要課題の一つとしてとらえ、この課題に対処するため「財團法人地球環境村ぎふ」を本年3月に

設立いたしました。

この財団は、廃棄物・リサイクルの五原則（リサイクルの徹底、安全第一、自己完結、公共関与、複合行政）に基づく廃棄物行政を推進するとともに、地域と一体となった廃棄物処理体制「地球環境村」を整備するものであり、そのモデル施設となる地球環境村の建設に当たります。

また、廃棄物対策を総合的、全局的に推進するために、知事を本部長とする岐阜県廃棄物対策推進本部を設置しました。

県といたしましては、これらの廃棄物を中心とした諸施設を今後とも積極的に推進してまいりたいと思います。

貴協会は、創立以来「環境を守り、産業を支える」を基本理念として活動されてこられました。

産業廃棄物対策基金の積立や不法投棄防止パトロールの実施など、岐阜県の自然環境及び県民生活環境の保全のために努力され、また、教育研修

やリサイクル情報などの収集に力を注がれ多大の功績をあげられております。

今後ともリサイクル社会の実現に向けて皆様方のご活躍を期待するものであります。

産業廃棄物の処理を取り巻く状況は一段と深刻なものがありますが、今後県といたしましても貴

協会と密接な連携を保ちつつ、それぞれの立場で県民の信頼に応えていきたいと考えております。

最後に、社団法人岐阜県環境保全協会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。



岐阜県衛生環境部環境整備課長

衣斐昭彦

本年4月の人事異動によりまして岐阜県衛生環境部環境整備課長を拝命いたしましたので、本誌面をお借りいたしまして一言ご挨拶を申し上げます。

社団法人岐阜県環境保全協会及び会員の皆様方には、日頃より産業廃棄物行政の円滑な推進に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今更申し上げるまでもなく、我が国は、社会経済の急速な発展により、国民の生活環境も大きく変化し、産業活動に伴って排出される産業廃棄物の量は年々増大してまいりました。

省資源・省エネルギーさらには増大する廃棄物の問題に対処するため、資源循環型の社会に移り変わる必要性が叫ばれております。特に廃棄物の問題は、最終処分場等処理施設の不足、新規確保の困難性、県域を越えた廃棄物の広域移動のあり方など幾多の問題をかかえております。

産業廃棄物最終処分場の建設については、その必要性は理解されるものの、迷惑施設として取り上げられ付近の住民からの反対運動などが起こっております。

また、新聞、テレビ等のマスコミにもたびたび取り上げられ一般県民の関心もきわめて高まって

おります。

全国的にも過去において産業廃棄物処理施設が地域の環境に好ましくない影響を与えた事例があったことが、県民に不安感、不信感を与え、また各地で不法投棄などがみられたことから、産業廃棄物という言葉のイメージが悪くなるなど、今後の産業廃棄物を取り巻く状況はますます厳しいものになると思われます。

これらの事実を今後の教訓として肝に銘じていく必要があり、県といたしましても、廃棄物問題を県政の最重要施策と位置づけ、産業廃棄物の正しい認識を持っていただけるよう普及啓発に努めるとともに、廃棄物・リサイクルの五原則を基本理念として諸施設を推進してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、廃棄物の適正処理を推進していくうえにおいては、会員皆様方一人一人のご理解とご協力が不可欠であります。

皆様方には何かとご苦労も多いかと思いますが、廃棄物処理の円滑な推進のため、より一層のご尽力を賜りますようお願いいたします。

最後に、社団法人岐阜県環境保全協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

わがまちの産業廃棄物問題と対策

産業廃棄物について 考える



関市長 後藤昭夫

日頃は、協会並びに会員の皆様には環境保護と産業廃棄物の処理業務において、格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物行政は市町村の清掃行政に始まり、その後産業廃棄物については排出が複雑多岐にわたる事等から、一廃は市町村で産廃は県というように処理・管理責任を区分したものです。

現在、廃棄物の広域移動、また、関連しての処理施設の確保の困難さなどの諸問題が生じています。当市における産業廃棄物の発生と処理についてであります。発生量に著しい変化はなく、かつ、処理も事業者責任のもと適正な自己処理が進んでおります。一方、処分場はかなり経年し近い将来建設しなければならないと言う状況下にあります。ところが処分場の建設は周辺住民にとって迷惑施設として捉えられがちであります。特に、処分場に搬入される廃棄物に対する周辺住民が知り得る情報は、住民に不安感を抱かせるような情報が圧倒的に多く、このため、処分場に搬入される廃棄物は全て危険なものであり周辺環境に悪影響を与えるものであるとの認識が深まってしまう懸念があります。

ここで、今日の処分場建設に当たっての地域住民の同意行政指導について触れてみると、廃掃

法の改正により産業廃棄物処理施設の設置は届け出制から許可制に移行したわけですが、届け出制は法律を文字どおりに解釈すれば許可と異なり所定の様式が整っていれば受理を拒否できない一面があります。改正前は地域住民不在の事態が生じる恐れがあったが、期間的制約を受けない許可制であれば県が徹底的に調査・審議され、強力な指導の結果にたち判断を下されるべきと考えるものである。地域住民と密接な関係のある市町村にはおのずからと限界というものがあり、地域住民同意を得るために市町村が介在するには難しい局面があり、これが施設建設を益々困難にする一つの要因となるのではないかでしょうか。

今日環境面の制約や地域住民の理解を得る時間等により、一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分場の建設が困難になっており、廃棄物の減量化、再資源化が大きな課題となってきており、事態を放置すれば豊かな国民生活とそれを支える産業活動の大きな障害となりかねない状況であります。

この事態を回避するには、廃棄物に対する企業や国民の意識を転換する必要があるのではないかと考えます。個々の廃棄物問題にどう対応するかという観点からの取り組みだけでは限界がきており、今後は省エネ、省資源の観点も含め環境に過大な負担をかけない経済社会システムをどのように構築するかという見地に立って、生産・流通・消費を考えていかなければならぬと痛感するものであります。最後に、岐阜県第四次産業廃棄物処理計画の推進、地球環境村ぎふ、岐阜県廃棄物処理センターの確実な歩みを念じ、貴協会の産業廃棄物処理過程における環境汚染の防止、地域住民の安全な生活の確保と環境保全を期待し、益々の貴協会の発展を祈念いたします。

町に課せられた最大テーマとして取り組む



揖斐郡池田町長
久保田達男

平素、協会並びに会員の皆様方におかれましては、産業廃棄物処理業務に格段のご尽力、ご支援をいただきまして心から厚くお礼申し上げます。

さて、場所の決定に数ヵ年の苦難の末、池田町にもようやく可燃物の焼却施設が完成しました。これを機に町内で発生する可燃物のすべてを処理するため、分別収集の体制の整備を策定しているところへ「環境保全協会」から寄稿の依頼がありましたので、限られた紙面の中で、町の現状と私の考えを述べさせていただきます。

廃棄物の処理と老人および弱者の問題が、町に課せられた最大のテーマとして取り組んでいるところです。

- 1 「生ゴミ」と「屎尿」はそれぞれ広域の組合で処理中。
- 2 その他ゴミのうち可燃物をすべてこの「クリーンセンター」で処理の予定。
- 3 金属、ガラス、繊維、紙は分別収集を徹底して、それぞれ専門の業者に引き取っていたり、再資源化している。
- 4 セトモノ、土石など無公害の不燃物は埋め立て処理。
- 5 今後大量に排出の予想される下水の汚泥は広域の組合での処理施設を考えている。

以上が町の現状ですが、この中に多くの改善すべき点が考えられます。私なりにそれを指摘してみますので、関係当局と環境保全協会のメンバーの皆さんに協力して、その新しい処理に取り組んでいただきたい。

先ず「燃やす」ということは空気の公害も出す

し、知恵のない話ですね。可燃物すべてを資源として活用する方策を考えたいですね。莫大な量のゴミの山を東京湾に埋め立てていた「都」が、その場所が少なくなったというので、各区ごとに巨大な煙突のある焼却場を造りつつあるということが、テレビなどで報道されていたが、一歩進んで考えると、これらゴミはほとんどが資源として利用されるものばかりですので、その方策を考えたいですね。

最近の日本は、世界に誇る技術力を持っているのですから、この方向にその力と資金を投入したらいよいと思います。

その一端を述べます。

- 1 「生ごみ」は、ドイツのシーメンスと日本の企業で完成した装置で、炭化し、熱源として利用する。「ランニングコスト」が安い、公害もない。
- 2 「ビニール」など樹脂系の物は、すべてが、再利用の技術が完成しており資金も少なくてすむので早急に関係当局で取り組んでいただきたい。このゴミが町内でもっとも多い。
- 3 紙、木材、繊維も同じく技術が完成されており官民協力して、これに取り組む。国・県も事業の推進について格段の配意をお願いしたい。

それにしても先ずこれらのゴミを出さない運動から、今すぐに展開したいですね。来年からは「リサイクル法」も実施されるのですから。

ドイツなどのように買い物には、必ず、「袋」や「カゴ」を持って行く。ドイツではこのような方法などで、ゴミ焼却場は、日本の数%にすぎぬと言われています。

岐阜県でも、そうした県民運動を展開したいですね。

この秋、郡の町村長会で、ゴミの問題、地方議会制度、福祉の問題などの研修にヨーロッパへ行くことになっているので勉強してきたいと思っています。戦後50年、我々もその「ライフスタイル」から変えて行くべきですね。「人間の幸せ」とは物質文化よりも精神文化の振興の方が大切だと思います。日本人の選択の「秋」と思います。

第14回通常総会を開催 基調講演、記念懇親会も開く



第14回通常総会で挨拶する小瀬理事長

平成8年第14回通常総会が去る6月24日午後3時から岐阜市内「サンピア岐阜（厚生年金健康福祉センター）」において開催されました。

総会では、小瀬洋喜理事長が、「本県における廃棄物処理センターの設置にかかる周辺環境整備のための地球環境村構想の策定、この推進母体として『財團法人地球環境村ぎふ』が設立され、公共関与事業の実現に向かって本県の産業廃棄物処理施策が大きく進展したことは誠に喜ばしい限りである。」さらに、「産業廃棄物対策基金10億円増額計画について、県からは概に交付を得、市町村分についても3年計画で頂くことになっており、残る業界負担額について本年度から計画を実施することになるため、経済情勢いまだ厳しいなか会員各位の格別のご理解とご協力をお願いしたい。」と挨拶。

各来賓から祝辞

続いて広田衛生環境部次長が来賓として「県は本年3月地球環境村推進構想を策定し、その推進母体としての『財團法人地球環境村ぎふ』を設立し、4月には、廃棄物対策を総合的、全局的に推進するため『岐阜県廃棄物対策推進本部』を設置した。これらに共通する事項はリサイクルの徹底、最終的には廃棄物をゼロにする。目標は遠大ではありますが、そういう社会に向かって排出事業者、処理業者、行政がそれぞれの立場で努力す

ることが要請されている。会員各位のご理解とご協力を得て一步一歩目標に向かって前進したい。」旨の知事祝辞を代読されました。続いて、加藤利徳岐阜県議会副議長が、「近年の経済成長と生活水準の向上は、産業廃棄物の多量化、多様化をもたらしその円滑な処理は極めて困難な状況にあり、今や、産業廃棄物処理問題は、避けて通ることが出来ない緊急の課題となっている。こうした課題は、排出事業者、処理業者の皆さんと行政が一体となって取り組み不法投棄等の防止に最大限の努力を払わなくてはならない。」旨の議長祝辞を代読されました。続いて岐阜県警察本部原貞良生活保安課長から当面する岐阜県の治安問題について、最近の事例をいろいろ挙げて説明しながら産業廃棄物の適正処理について、業界として努力されたい旨のご祝辞を頂きました。

また、議事にはいる前に、日本環境株代表取締

役会長田中一郎氏と、東濃地域産業廃棄物処理推進協議会会長熊谷正三氏の両氏が産業廃棄物関係業務功労により、知事表彰を受賞されました。

議事は山村けい氏を議長として平成7年度の事業報告、及び収支決算報告等次の議案が慎重に審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案 平成7年度事業報告について

第2号議案 平成7年度一般会計決算報告について

第3号議案 平成7年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計決算報告について

第4号議案 (社)岐阜県環境保全協会定款の一部改正（案）について

産業廃棄物関係功労により 知事表彰を受賞



知事表彰を受賞した2氏



田中一郎氏



熊谷正三氏

第5号議案 岐阜県産業廃棄物対策基金正会員賦課金（案）について

記念懇親会を開催

一方、総会終了後、岐阜県副知事桑田宜典様ほか多数のご来賓をお迎えし、盛大に記念懇親会を開催しました。

懇親会は、小瀬理事長の挨拶、桑田副知事の祝辞で開宴、会員、来賓がなごやかな懇談の輪をひろげました。



記念懇親会

(財)地球環境村ぎふ副理事長 村木光男氏を迎える

第14回総会通常総会で基調講演会開催

去る6月24日午後4時20分から、「サンピア岐阜」において講演会を開催しました。当日は平成8年第14回通常総会が3時から開催され、閉会後引き続いて開催されたもので、講師には、(財)地球環境村ぎふ副理事長の村木光男氏をお迎えしました。講演テーマは、岐阜県「地球環境村」推進構想についてと題して40分間にわたり、大変貴重で有意義なご講演をいただきました。

講演の要旨につきましては、紙面の都合により次号でご紹介致します。

廃棄物対策の全庁的な取組方針

岐阜県衛生環境部環境整備課

廃棄物問題が大きくクローズアップされている状況を踏まえ、住民が安全で、安心できる廃棄物処理施設の建設を図るとともに、快適で魅力ある生活環境等を保全・創出するため、「廃棄物・リサイクルの五原則（リサイクルの徹底、安全第一、自己完結、公共関与、複合行政）」に基づき、「岐阜県第4次産業廃棄物処理計画」及び「岐阜県ごみ減量化・再生利用推進計画」を策定するとともに、「環境」を重点・点検項目として取組んできた。

岐阜県として、今後更に、行政をはじめ、事業所、住民等それぞれの立場で、廃棄物問題についての総合的な対策を推進していくため、①全庁的な取組・連携の強化、②地球環境村構想の推進、③新たな廃棄物リサイクルシステムの構築、④適正処理確保のための施策の実施、⑤普及啓発事業の実施を取組方針として各種事業を実践していくこととする。

1. 全庁的な取組・連携の強化

各部局においては、実施可能な範囲内で、廃棄物対策について全庁的、横断的に積極的に取組むとともに、それぞれ連携の強化を図る。

- (1) 廃棄物処理施設整備に関する法令についての連絡調整
- (2) 不適正処理対策のための監視体制の強化
- (3) 県の各研究機関における処理技術等に関する研究開発

イクルの五原則を踏まえ、新たなリサイクルシステムを構築する。

- (1) 先進的なリサイクル技術の開発・研究
- (2) リサイクル技術の実用化
- (3) 公共機関を中心としたリサイクル製品の活用
- (4) リサイクルの拠点づくり
- (5) 容器包装リサイクル法の推進

4. 適正処理確保のための施策の実施

- (1) 総合的、長期的な視野に立った一般廃棄物処理施設整備の推進
- (2) 岐阜県産業廃棄物に関する監視査察要綱に基づく重点的な立ち入り検査の実施
- (3) 住民が安全で安心できる廃棄物処理施設の建設
- (4) 地域内処理を推進するための最終処分場をはじめとする処理施設の安定的確保

5. 普及啓発事業の実施及び各種活動への支援等

廃棄物対策に関する普及啓発は、様々な立場で、様々な方法により、分かりやすく、総合的・継続

2. 地球環境村構想の推進

平成8年3月策定した「岐阜県地球環境村推進構想」に基づき次の事項を推進する。

- (1) 公共関与による廃棄物処理センターの建設
- (2) 地域と一体となった廃棄物処理体制の整備
- (3) 廃棄物処理施設を核とした、複合的・有機的な施設の整備

3. リサイクル率の向上及び新たな廃棄物リサイクルシステムの構築

リサイクル率の向上を図るために、廃棄物・リサ

的に行なうことが肝要であり、実践されている各種活動についても、継続して行う必要がある。

(1) 地球環境村ぎふフェアの開催

- (2) 環境（廃棄物対策）教育・学習の推進
- (3) 分別・減量化・リサイクル活動等の推進・支援
- (4) 環境美化等県民運動の推進

〈リサイクル・減量化等の数値目標〉

○一般廃棄物

区分	平成3年度	平成12年度（2000年度）		備考
		予測値	目標	
排出量	74.1	106.5	74.6	予測値の30%削減
処理量	71.3	105.4	73.8	予測値の30%削減
リサイクル量	5.0	—	7.4	
リサイクル率	7.0	—	* 10.0	処理量に対するリサイクル量の割合

単位：排出量・処理量・リサイクル量は、万トン／年 リサイクル率は、%

出典：岐阜県ごみ減量化・再生利用推進計画（平成6年3月策定）

*平成9年4月の容器包装リサイクル法の施行に伴い、リサイクル率については、15%を目標に取り組む。

○産業廃棄物（12P参照）

	現状	目標
リサイクル率	全国平均を下回っているもの	リサイクル対策を強力に推進する。
	全国平均を上回っているもの	一層の向上を目指す。
最終処分量（埋立量）		年間埋立量を平均5年度ベース（43万m ³ ）に抑制する。

**岐阜県の環境美化をサポート
「ぎふ寒ざくらの会」**

寒ざくらの植栽、育成、啓発や、会員の交流などを通じて美しい岐阜県の自然環境の保全と国際的親善をはかることを目的とした「ぎふ寒ざくらの会」の設立総会が6月11日、岐阜市戸田南の水産会館で開かれました。同会は、早春の一番さくらに心を寄せる女性の輪を広く結集した会。

総会には会員約450名のほか、来賓として梶原拓知事、堀達夫花の都ぎふ推進センター理事

長らも出席、俳優森山周一郎さんの司会で議事を行い、会長山村けいさん（当社岐阜県環境保全協会理事）はじめ各役員のほか、名誉顧問梶原知事ら各顧問、参与が選任されました。



廃棄物対策の現状と課題

岐阜県衛生環境部環境整備課

近年、廃棄物の排出量は、日本経済の発展と相俟って著しく増大してきているが、今後においても廃棄物の増加が予測され、また、地元住民の反対等により廃棄物処理施設の整備が遅れることなどから、速やかに廃棄物処理施設の整備が図られるような措置を講じていく必要がある。

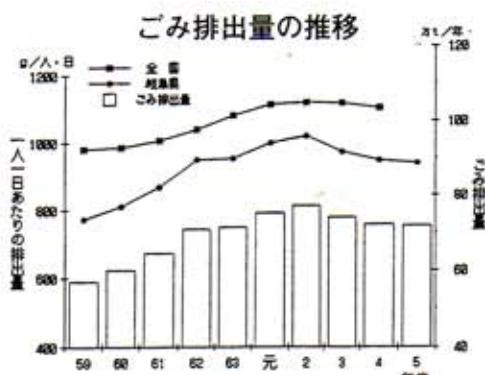
また、今日の課題である地球環境問題及び地域環境問題への対応や省資源・省エネルギー対策を図るために、ごみの減量化・リサイクル等に対する住民意識の改革や、リサイクル施設等の整備を推進する必要がある。

1. 一般廃棄物対策の現状と課題

(1) 現 状

県内のごみ発生量は平成2年度までは増加していたが、平成3年度以降、景気動向や県民のごみ減量意識の浸透等により減少又は横這い状態にある。

また、廃棄物処理施設の整備が進められているが、埋立処分地施設が逼迫している市町村も多い。



区分	平成7年3月末現在	
	施設数	処理能力
ごみ焼却施設	31	2540 t / 日
粗大ごみ処理施設	8	467 t / 日
埋立処分施設	87	*295万m ³

*印は残余容量（市町村間で開きが大きく、多くの市町村では埋立処分施設が逼迫している。）

(2) 課 題

近年のごみ排出量の増加、ごみ質の多様化やごみ処理費の高騰、埋立地の確保難、処理施設の老朽化等の問題に対処するためには、今後、更に、ごみの減量化、再生利用の積極的な推進とリサイクル型社会の構築が求められているなかで、次のような課題が提起されている。

ア リサイクルの向上

生産・流通・消費のあらゆる段階において、リサイクル型社会の構築に向け、リサイクルを考慮した次のような施策が必要である。

- ・使い捨て型ライフスタイルの転換
- ・分別収集の徹底
- ・資源回収ルートの整備
- ・リサイクルプラザ等の整備
- ・再生品の利用拡大

イ 先端技術の活用

ごみ発電などによる廃棄物エネルギーの有効活用や、焼却灰の溶融技術の導入などによる先端技術を活用し、積極的に施設整備を進めることが必要である。

ウ 県民一丸となった取組み

ごみ減量化と再生利用を推進するため、各種団体による集団回収、フリーマーケットの開催、民間企業間の連携による回収などの個々の取り組みが活発化しつつあるが、これを、更に強力に推進するため、県民、事業者、行政が一体となり県民運動へと盛り上げる必要がある。

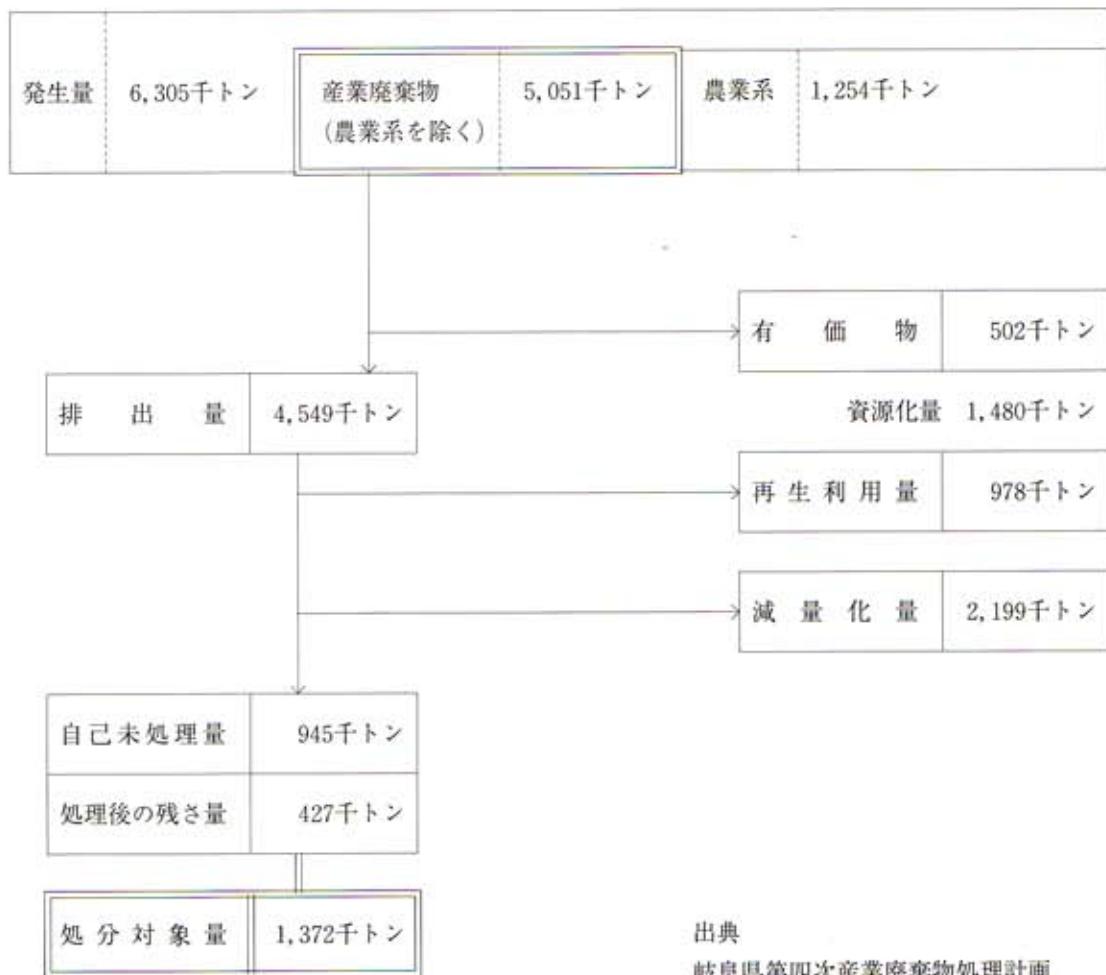
2. 産業廃棄物対策の現状と課題

(1) 現 状

県内からの産業廃棄物の発生量は6,305千トンと推定される。この内訳は、農業からのものが

1,254千トンで、残り5,051千トンがその他の産業からの発生量となっている。発生量5,051千トンから、有価物として利用された502千トンを除いた残りの4,549千トンが排出量となっている。

廃棄物発生状況（平成3年度）



特 集

(2) 課 題

ア リサイクルの向上

本県から発生する、産業廃棄物のリサイクル率

(29%)は全国平均(39%)に比べ低くなっている。

このため、今後、排出事業者自らがリサイクルに積極的に取り組み、リサイクル・減量化率を高める必要がある。

岐阜県の産業廃棄物リサイクル率

単位: %

大 分 類	岐 阜 県	全 国	大 分 類	岐 阜 県	全 国
燃えがら	30	40	汚 泥	6	2
廃 油	39	46	廃 酸	21	45
廃 ア ル カ リ	46	26	廃 プ ラ ス チ ッ ク	28	17
紙 く ず	90	63	木 く ず	59	47
織 維 く ず	14	64	動 植 物 性 残 さ	80	68
ゴ ム く ず	29	27	金 属 く ず	95	92
ガラスくず・陶磁器	3	2	鉱 さ い	4	7
建 設 廃 材	60	39	合 計	29	39

*岐阜県産業廃棄物適正処理確保調査(H5)
産業廃棄物排出処理状況調査(厚生省H6)

|ともに3年度実績

イ 処理施設の確保

住民の環境問題に対する意識の高まりとともに、施設建設に伴う反対運動が県下各地で起こり、新たな施設の確保が極めて困難になってきており、産業廃棄物の処理施設の不足は深刻な問題となってきた。

今後は、排出事業者処理責任の原則を堅持しつつ、公共が関与すること（廃棄物処理センター）によって、民間処理施設の不足を補完するとともに、モデル的施設として、民間の処理技術の高度化や安全性を促進するといった面に寄与する。

(平成7年3月)

区 分		箇 所 数 *1	残存容量 m ³	残余年数*2
産業廃棄物	管理型最終処分場	9	617,171m ³	2.8年
	安定型最終処分場	10	342,548m ³	1.5年

*1 埋立処分稼働中のもの

*2 残余容量を年間埋立推定量(管理型223,386m³/年、安定型232,100m³/年)で除したもの

ウ 県外から搬入される産業廃棄物の増大

現在、処理業者によって県内に搬入される産業廃棄物は、平成3年度において563千トンで、県外へ搬出される量の228千トンの2.5倍にも上っている。

しかし、全国的に県外からの産業廃棄物の搬入

の規制を強化する傾向にあり、今後は、従来、県外へ搬出し処理を行っていたものも、その処理が困難になることが予想される。

このような状況をふまえ、本県としても、県域内処理体制の整備を急ぐ必要がある。

建設廃材(木くず)木炭化 再生利用調査事業報告書 (概略版)

岐阜県衛生環境部環境整備課

本県においては、建設業界から1,208千トン(平成3年)の廃棄物が発生しており、この内約31千トンが木くずで占められている。この内の約7千トンが有効利用され、残りは焼却処分や埋立処分をされている現状である。

木くずの再生利用としては、燃料、工業材料(活性炭、製紙用チップ)、農業材料(肥料・土壤改良材)、建設資材(成型パネル材)などに活用されているが、まだ相当量が有効利用されないまま処分されている。

建設廃材の木炭化について、木炭化業者、製炭炉の製品メーカー、木炭の活用事例、建設廃材木炭化の安全性を調査した。

1. 建設廃材の木炭化業者(次ページ表1)

建設廃材の木炭化業者

県内 ない

全国 産業廃棄物処理業者、家屋の解体業者、建築業者等(昭和63年~平成7年から営業)

2. 県内木炭化業者(次ページ表2)

間伐材、製材所の木くず、ダムの流木などの木炭化業者、活性炭製造業者

3. 製炭炉の製造メーカー(次ページ表3)

製炭炉の製造メーカーについて全国で6社ほど調査
角材のまま炭化する平炉、チップ状にして炭化する機械式の連続炭化炉で攪拌流動層方式、反復揺動方式、ロータリーキルン方式等の施設があり、簡単に製造できるものから連続的に大量生産できるものまであった。

4. 建設廃材の木炭活用事例

一般的な木炭の利用方法としては、燃料としての利用が主であるが、燃料としての需要が少なくなってきたことから、新用途として種々の利用方法が検討され、河川での水質浄化材、農業分野での土壤改良材、家屋の床下調湿材、畜産分野での消臭剤、工場等における活性炭などの吸着効果を期待した悪臭対策、水質浄化対策などの分野に利用されている。

土壤改良材については、林野庁の調査によると約27%の用途があるが、床下調湿剤についてはその区分もなく木炭の用途としての位置付けは弱い

ようである。

- (1) 農業分野での土壤改良材
通気性、保水性、透水性に優れている。
酸性土壤の中和を行う。
- (2) 家屋の床下調湿材
空気中の水蒸気を吸脱着し、湿度の調整を行う。
- (3) 水質浄化材
河川の浄化資材として有効性が認められている。
- (4) 最終処分場での活性化覆土材
重金属類の吸着、汚濁物の吸着分解(覆土層内に細菌の集積が認められる)、埋立廃棄物の削減、排水汚濁負荷の軽減、浸出水量の削減、埋立地覆土助材として利用することによる覆土量の削減等が期待できる。

また、建設廃材を再利用することによる焼却量の削減効果・温室効果・ガス(CO₂)の発生削減効果がある。(現在研究中)

活性化覆土；高温焼成木炭を覆土助材とし真砂土に対し50%程度の混合割合で調整したもの。

5. 建設廃材木炭化の安全性

防腐、白蟻対策として、建築用木材には防腐薬剤を処理されており、重金属の汚染が懸念される。(銅、クロム、砒素等)

6. まとめ

土壌改良材
販売ルートはある程度確立しているものの、使用時期が6月から9月にかたよること

特集

から、年間を通じて一定量の販売が難しい状況である。

建設用木材には、防腐剤を使用していることから重金属汚染の可能性があるため、十分な安全性を検討する必要がある。

床下調湿剤

家屋1軒あたりにかかる費用がかさむことから、販売状況はあまり芳しくないような状況である。

河川での浄化資材

重金属の問題、大量使用が難しいことなどから事業化を行うことは困難である。

土壤改良材、床下調湿材、河川での浄化資材としての販売については、今後の開発の余地はあるとは思われるが、現段階では1つの事業として行なっていくにはかなり難しい状況であると思われる。

有効な利用方法

最終処分場での活性化覆土材としての利用

効果

- ア 重金属の吸着
- イ 汚濁物の吸着分解（覆土層内に細菌の集積が認められる）
埋立廃棄物の削減、排水汚濁負荷の軽減
- ウ 浸出水量の削減
- エ 埋立地覆土助材として利用することによる覆土量の削減
- オ 長期にわたり安定的にまとまった量を消費

岐阜県としても、今後とも有効な利用方法として研究を進めるとともに、具体的な使用方法を検討し、普及を図っていく。

表1 木炭化実施施設

名 称	所 在 地
北海道上川郡鷹栖町 有限会社松井工業	北海道上川郡鷹栖町10線9号-1 農橋市牛川町西側44-1
バイオカーボン株式会社	茨城県稲敷郡阿見町美穂字寺子1617
有限会社羽後環境衛生社	秋田県平鹿郡雄物川町沼館高畠439
株式会社アールテック	山形県寒河江市大字日田字中向400番地
東北カーボン株式会社	山形県東村山郡山辺町大字大藏1696番1
株式会社環境技研宮崎	宮崎市広島1丁目12番3号 深見ビル2階

表2 県内木炭化業者

名 称	所 在 地
白鳥町木材加工協同組合	郡上郡白鳥町白鳥1027-72
小坂町森林組合	益田郡小坂町長瀬137
揖斐郡森林組合	揖斐郡揖斐川町三輪137
養老郡農業協同組合	養老郡養老町石畑1230
白川町農業協同組合	加茂郡白川町河岐1728
丹生川村農業協同組合	大野郡丹生川村坊方2004
関電力株式会社	中津川市落合字下並目
二村化学工業株式会社岐阜工場	美濃加茂市御門町2丁目2番62号

表3 製炭炉メーカー

名 称	所 在 地	炭 化 炉 の 種 類
有限会社伊勢工業所	北海道旭川市	急速炭化炉4機種(約50t~約700t)
新明和工業株式会社	兵庫県西宮市	ロータリーキルン式炭化炉
九州オリエンピア工業株式会社	宮崎県国富町	平炉
株式会社紀州ひのき屋	三重県尾鷲市	O, P, S式炭化炉 容積約3.5m ³ 、約5.5m ³
エナジーサポート株式会社	愛知県大山市	ロータリーキルン式炭化炉
曉技研株式会社	神奈川県横浜市	機械式連続炭化炉(攪拌流動層方式、反復掻動方式)
高砂工業株式会社	岐阜県土岐市	ロータリー式乾留炭化炉

「岐阜県環境影響評価条例」の 施行について

岐阜県衛生環境部環境管理課

日頃は、県の環境行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、平成7年3月23日付けで制定されました岐阜県環境影響評価条例（平成7年岐阜県条例第10号。以下「条例」という。）は、平成8年4月1日から施行となっています。

条例が適用される開発事業については、次ページ別表「対象事業一覧表」に示すとおりとなりますので、今後、各種開発事業を実施しようとする際には、当該対象事業に該当するかどうか十分にご確認の程願います。

なお、当該条例に関してご質問等がございましたら、下記のところまでご連絡願います。

条例に関する問い合わせ先

〒500-70

岐阜市薮田南2丁目1-1

岐阜県庁

衛生環境部環境管理課環境影響評価係

TEL (058) 272-1111内線2565

FAX (058) 271-5719

中日新聞で産業廃棄物の処理に関する正しい知識と理解を求めるキャンペーン記事を掲載

当協会は、平成8年度啓発普及事業の一環として、広く県民に対して産業廃棄物の処理に関する正しい知識と理解を求めるための記事広告を「捨てればゴミ・生かせば資源」と題する『産業廃棄物特集・シリーズ』として4回にわたりて中日新聞に掲載しています。

その第1回目は「私たちの暮らしに活用されています—産業廃棄物の再生製品」のテーマで6月18日付朝刊で、第2回目は「暮らしに生かそうリサイクル商品—再資源化に必要な分別収集」のテーマで6月23日付朝刊で掲載しました。

第3回、第4回目は続いて7月に掲載する予定です。



別表「対象事業一覧表」

事業の種類	内 容	規		件 横
		第1種対象事業	第2種対象事業	
1 土地開発事業 (2~6, 8~12を除く)	① 土地開発事業(以下②~⑤、公園事業を除く)	施行区域の面積40ha以上 (標高1,500m以上の事業は5ha以上)	施行区域の面積20~40ha	
	② 流通業務団地造成事業	施行区域の面積70ha以上	施行区域の面積40~70ha	
	③ 工業団地造成事業	施行区域の面積70ha以上	施行区域の面積40~70ha	
	④ 土地区画整理事業	a 施行区域の面積100ha以上 b 施行区域の面積70~100ha (原野・山林面積が40ha以上に限る)	—	
	⑤ 農用地造成事業	施行区域内の団地の面積500ha以上	—	
2 道路の建設	・ 高速自動車国道	すべて	4車線以上かつ延長5~10km	
	・ 一般国道、県道等	4車線以上かつ延長10km以上	—	
3ダム又は放水路の建設	・ ダム	灌水面積200ha以上	—	
	・ 放水路	土地改変面積100ha以上	—	
4 壁の建設	・ 取水堰	延長300m以上	—	
5 鉄道又は軌道の建設	・ 新幹線鉄道	すべて	—	
	・ 鉄道又は軌道	区間延長10km以上	—	
	・ 長距離飛行場	滑走路延長2,500m以上	—	
6 飛行場の建設	・ 廃棄物最終処分場	埋立地の面積30ha以上	埋立地の面積5~30ha	
7 廃棄物最終処分場の建設	・ ごみ焼却施設	処理能力200t _d /日以上	処理能力100~200t _d /日	
	・ 中間処理施設	処理能力200t _d /日以上	処理能力100~200t _d /日	
9 工場又は事業場の建設	・ 製造業等	a 最大排ガス量10万Nm ³ /時以上 b 平均的な排出水量1万m ³ /日以上 c 敷地面積20ha以上	a 最大排ガス量5万~10万Nm ³ /時 b 平均的な排出水量5千~1万m ³ /日 c 敷地面積10~20ha	
	・ 水力発電所	出力3万kW以上	出力1万~3万kW	
	・ 電線路	電圧50万V以上	電圧25万~50万V	
11 研究所の建設	・ 科学研究所	敷地面積20ha以上	—	
12 高層工作物又は高層建築物の建設	・ 建築物	高さ50m以上	—	
	・ 工作物	高さ50m以上	—	

平成8年度第1回理事会を開催

平成8年5月21日午前10時から「県民ふれあい会館」において平成8年度第1回理事会が開催されました。

この理事会は、平成7年度の事業報告、収支決算報告等次の第14回通常総会に提出する議案、平成8年度岐阜県産業廃棄物特別会計補正予算、岐阜県産業廃棄物対策基金造成委員会の設置、及び第14回通常総会の開催等について審議されました。

提出された議案は、次のとおりでいずれも原案どおり承認されました。

第1号議案 平成7年度事業報告（案）について

第2号議案 平成7年度一般会計決算報告（案）について

第3号議案 平成7年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計決算報告（案）について

第4号議案 平成8年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計補正予算（案）について

第5号議案 岐阜県産業廃棄物対策基金造成委員会の設置について

第6号議案 役員の選任について

第7号議案 新規加入会員の承認について

第8号議案 第14回通常総会の開催について

なお、第8号議案は、6月24日に開催されることに決定されました。また、報告事項として坪内専務理事から、岐阜県が平成8年3月29日設立した岐阜県、市町村及び事業者の出捐による「財地
球環境基金」の発足により、従来からの社岐阜県環境保全協会の特別会員である岐阜県、岐阜市及び市町村は退会することを検討するよう要請が県からあったことを報告した。小瀬議長は、大変重要なことなので、総会までに理事会を開催し検討する必要があり、次回理事会を6月12日午後開

催することに決定された。

平成8年度第2回理事会を開催

平成8年6月12日午後1時30分から「県民ふれあい会館」において平成8年度第2回理事会が開催されました。

この理事会は、さきに開催された第1回理事会において報告された社団法人岐阜県環境保全協会のありかたについて、県から要請のあった事項について特に開催されたもので、次の議題について検討が行われました。

提出された議案は、次のとおりでいずれも原案どおり承認されました。

第1号議案 社団法人岐阜県環境保全協会定款の一部改正（案）について

第2号議案 役員の選任について

第3号議案 新規加入会員の承認について

第4号議案 社団法人岐阜県環境保全協会のありかたについて

特に第1号議案の定款の一部改正（案）については、岐阜県産業廃棄物対策基金の増額にあたり、排出事業者の負担金拠出額について租税特別措置法の適用による損金算入となるよう大蔵大臣に申請するに必要な改正をする。また、第4号議案の当協会のありかたについては審議の結果「検討委員会」を作り検討することとし、委員会の構成、委員の人選については、理事長に一任された。理事長は委員会の構成については、当協会と、県、市町村から委員を選任し検討することとし、協会の委員は、4委員会の委員長と、専務理事及び3理事の8名を指名した。行政側の委員については後日連絡を受け報告することとした。

各委員会を開催

本協会各委員会の平成8年度第1回の会議が4月23日から4月25日にかけて相次いで開催されました。これら会議では、各委員会ごとの平成8年度事業執行方針のほか、次のような当面の事業が

協議、決定されました。

▽総務委員会（4月23日午前10時から開催）

- 1 委員会事業執行方針について
 - (1) 組織強化・活性化事業として、正会員・賛助会員の加入促進をはかること。
 - (2) 基金拡大について、基金の増額7億円の造成計画を、平成8年度から3ヶ年で市町村分7千万円、会員賦課金、排出事業者負担金3億5千万円を推進すること。
 - (3) マニフェスト頒布事業の普及促進をはかること。
 - (4) 「地球環境村フェア」協賛について、本年も協賛すること。
- 2 平成8年度第1回理事会開催について
- 3 第14回通常総会開催について

▽広報編集委員会

（4月24日午前10時から開催）

- 1 「ぎふ保全協会報」の編集について、「我が市・町・村の産業廃棄物問題と対策」特集を検討すること。
- 2 「協会要覧'96」を発行すること。内容についても、県・市の全許可業者の名簿を掲載すること。
- 3 啓発普及事業として、日刊紙による産廃特集シリーズの掲載（6月頃：中日新聞）をすること。

▽研修指導委員会

（4月25日午前10時から開催）

- 1 厚生大臣認定各種講習会開催事業について
 - (1) 新規認可講習会
 - ・処分課程（平成8年11月12日(火)～15日(金)
 - ・収集・運搬課程（平成9年2月5日(水)～6日(木)
 - (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会（平成9年2月7日(金)

- 2 保健所等産廃担当者との合同研修会の開催（9月頃）について
- 3 各種研修会・講演会等開催事業について基調講演を第14回通常総会終了後開催すること。

▽適正処理委員会

（4月25日㈭1時30分から開催）
自主巡回パトロール事業の実施について、中間処理業を対象に実施するよう検討すること。

役員の異動

5月21日及び6月12日開催の理事会において役員の補欠選任が行われ、次のとおり役員の異動がありました。

今回の異動は、賛助会員としての選出母体となった団体における異動によるものであります。

区分	新任者	前任者
理事 5月21日	市橋 輝彦 賛助会員 西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会長 (天野製薬㈱養老工場長)	平間 信沖 賛助会員 前同左 (前同左)
理事 6月12日	久保田富喜男 賛助会員 岐阜県公害防止協会事務局長	種田 昌史 賛助会員 前岐阜県公害防止協会専務理事 (前岐阜県衛生環境部次長)
理事 6月12日	大場猪三美 賛助会員 西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会長 (二村化学工業㈱大垣工場長)	市橋 輝彦 賛助会員 (前同左) (天野製薬㈱養老工場長)

平成 8 年度中部地域協議会開催

5月23日午後3時から、岐阜市内十八楼において鈴木全産廃連会長のご臨席をいただき、中部4県の会長、副会長、専務理事等が出席し平成8年度中部地域協議会が開催されました。

この協議会では、公益事業助成金交付規程(案)等、次の議題について審議され、承認案件については、何れも原案どおり承認されました。また、全産廃連の理事候補の推薦については、愛知県、岐阜県から推薦することに決定されました。

会議終了後、全産廃連鈴木会長より「廃棄物処理法の改正見通しについて」と題し、大変有意義な講話をいただきました。

- 1 公益事業助成金について
 - (1) 平成7年度収支決算報告について
 - (2) 平成8年度収支予算(案)について
- 2 (社)全国産業廃棄物連合会理事候補者の推薦について
- 3 廃棄物処理法の改正見通しについて
- 4 その他(各県情報交換等)

全産廃連会長の表彰

さる6月19日ホテルニューオータニにおいて(社)全国産業廃棄物連合会の第12回通常総会が開催され、その席上、産業廃棄物処理業務功労者に対する平成8年度(社)全国産業廃棄物連合会会長表彰が行われ、本協会関係者からは、地方功労者表彰4名、地方優良事業所表彰7社、優良従事者表彰2名が表彰の栄に浴されました。榮えある受賞者は次の方々です。(敬称略)

○地方功労者表彰

- | | |
|------------------|-------|
| 東海公営事業(株)代表取締役 | 川添 正雄 |
| 中部浄化工業(株)代表取締役 | 山口 繁 |
| 青協建設(株)代表取締役 | 坂井 修 |
| ケイナンクリーン(株)代表取締役 | 菅原 一郎 |

○地方優良事業所表彰

笠置産業(株)、(株)美濃加茂浄化槽、(株)粥川商店、

(株)美濃環境保全社、日本ウエストン(株)、サトマサ(株)、平成舗道(有)

○優良従事者表彰

寿和工業(株)配車主任

丹野 孝

山村碎石(株)総務部長

北野 利光

(以上紹介は本協会本県関係者・事業所)



川添正雄
(東海公営事業)



山口繁
(中部浄化工業)



坂井修
(青協建設)



菅原一郎
(ケイナンクリーン)



清水道雄
(笠置産業)



粥川長司
(粥川商店)



臼井清三
(日本ウエストン)



鈴村兼利
(平成舗道)



大藤正幸
(美濃加茂浄化槽)



林久仁
(美濃環境保全)



佐藤正行
(サトマサ)



丹野孝
(寿和工業)



北野利光
(山村碎石)

(写真のお名前はいずれも敬称略)

トピックス

平成8年度第1回「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を開催

平成8年5月2日午後1時30分からシンクタンク会議室において、本年度第1回の産業廃棄物不法処理防止連絡協議会会議が開催されました。

席上、衣斐環境整備課長から4月1日の人事異動により産業廃棄物行政を担当することになった。前年同様不法防止等適正処理に努力したい旨、挨拶があり協議に入りました。

平成7年度事業報告及び平成8年度事業計画について、岐阜県環境整備課、警察本部生活保安課、岐阜市環境総務課及び社環境保全協会からそれぞれ説明しました、各情報交換をおこない午後3時閉会した。

岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会パトロールを実施

平成8年6月20日「岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」構成機関による全県域パトロールを土岐市・瑞浪市地内の埋め立て・野焼き現場

清水正靖副理事長、全産廃連理事に就任

さる6月19日開催されました(社)全国産業廃棄物連合会第12回通常総会において、当協会副理事長清水正靖氏が全産廃連理事に選任され、就任されました。今後のご活躍を期待し紹介申しあげます。

7箇所について、空・陸両面から実施しました。当協会から林常務理事が参加しました。



新入会員の紹介

5月21日開催の理事会において、次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
(株)室建工業 ☎(0584)22-0556	代表取締役 室政幾	〒503-21 不破郡垂井町2310-3	収集運搬
(有)光建 ☎(0581)22-3872	代表取締役 中川秋光	〒501-21 山県郡高富町高木699-2	収集運搬
西日本工業(株) ☎(052)413-0158	代表取締役 松尾好孝	〒453 名古屋市中村区横前町146-2	収集運搬

6月12日開催の理事会において、次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
(有)マルハチフィードバック ☎(05757)2-5306	代表取締役 山下誠	〒501-53 郡上郡高鶴村鮎立2112-1	収集運搬 中間処理

〈参考〉 会員の状況(6月12日現在)

正会員	賛助会員	特別会員	計
180名	45名	8名	233名

全国産業廃棄物連合会

「感染性廃棄物適正処理推進プログラム(ADPP)実施要領」を公示・実施

感染性廃棄物適正処理推進プログラム(ADPP)実施要領

第1条 ADPPの目的

感染性廃棄物適正処理推進プログラム(Advanced Disposal Promotion Program)(以下ADPPという)は、感染性廃棄物処理自主基準にもとづく処理を推進するとともに、処理の質を明らかにすることによって、感染性廃棄物処理業者(以下処理業者という)の処理の質向上を誘導し、優良処理業者の育成を図ることを目的とする。

第2条 ADPPの構成

ADPPは、運営の主体を社団法人全国産業廃棄物連合会(以下連合会といふ)とし、排出事業者の協力を得たうえで、産業廃棄物処理業者(各都道府県産業廃棄物協会の会員に限る)、各都道府県産業廃棄物協会(以下産業廃棄物協会といふ)、および連合会が、それぞれの役割を果たすことによって実施するものとする。

第3条 期間

当該年度ADPPの実施期間は、連合会会長が公示するADPP開始日から1年間とする。

第4条 運営費用

ADPPの運営に要する費用はADPP参加者が納入するADPP会費をもってこれに充て、納入された会費は返却しない。

第5条 参加手順

ADPPは、次の手順で実施するものとする。

1. 処理業者の実施手順は次のとおりとする。
 - (1) 自己評価用チェックリストを用いて、自己チェックを実施する。
 - (2) 自己チェックにもとづいて改善計画を策定する。
 - (3) 自己チェックの結果を記入した自己評価用チェックリスト、改善計画書(様式2)、およびADPP参加申込書(様式3)を所属する産業廃棄物協会に提出する。
 - (4) 前年度以前にADPPに参加した者にあたっては前記の書類の他に改善実績報告書(様式4)を提出することとする。
2. 産業廃棄物協会は、提出されたADPP参加申込書類を受理したときは、受理書(様式5)を交付する。ただし次の各号に該当する場合、ADPP参加申込書を受けられないことができる。
 - (1) ADPP参加申込書類に不備があるとき。
 - (2) ADPP参加申込書類に記載された事項が虚偽である場合。
 - (3) 産業廃棄物協会の非会員。
 - (4) ADPP会費を産業廃棄物協会へ納入しないとき。
3. 産業廃棄物協会は処理業者から提出された自己評価用チェックリスト、改善計画書およびADPP参加申込書等に不備がないときは、連合会に進達する。
4. 連合会は、ADPP参加者へADPP参加ロゴマークのステッカーおよびワッペンを交付する。
5. ADPP参加者は、ADPP参加のロゴマーカス

テッカーよりもワッペンの交付を受ける際には連合会が定める額を負担するものとし、連合会へ代金を納入する。

第6条 ファクトブック

連合会は、参加申込締切日から起算して60日以内に自己評価用チェックリスト、改善計画書をファクトブックとして印刷製本し、各産業廃棄物協会および医療関係団体に配布する。

ファクトブックは、自由に閲覧できるものとするが、複写は禁止する。保存および閲覧の期間は3年間とする。

第7条 ロゴマークの使用方法

ADPP参加者は、ADPP参加ロゴマークを次号に掲げる場所に表示することができる。

1. 医療廃棄物の収集運搬車両
2. 事務所、処理施設の看板
3. 営業パンフレット
4. 従業員のユニフォーム

使用期間は、当該年度ADPPの期間とする。

第8条 参加取消

ADPP参加者が次号に該当し、ADPP参加を取り消すことが適当であると産業廃棄物協会が認めた場合、連合会は産業廃棄物処理業者のADPP参加を取消すことができる。

1. 廃棄物処理法、その他関係法令に違反し、刑事処分を受けたとき。
 2. 産業廃棄物協会の会員資格を失ったとき。
 3. ADPP運用規則に著しく違反をしたとき。
 4. ADPP参加者から参加取消の申し出があったとき。
- 連合会は、産業廃棄物協会から参加取消届出書(様式6)を提出されたとき、ADPP参加名簿を修正するものとする。また、当該処理業者はADPP参加ロゴマークを使用する権利を失い、ADPP参加ロゴマークを使用できないものとする。

ADPP参加取消者は、すべてのADPP参加ロゴマークのステッカーおよびワッペンを連合会へ返却する。納入済みのロゴマークのステッカーおよびワッペンの代金は返却しない。

平成8年度感染性廃棄物 適正処理推進プログラム参加者

平成8年度当協会から次の2社が参加されました。

会社名 代表者氏名

(株)全日本医療サービス 代表取締役 近藤貞夫

(株)メディスボ 代表取締役 井戸輝雄

お知らせ

公害防止管理者等国家試験受験講習会の開催について(案内)

岐阜県公害防止協会

平成8年度公害防止管理者等国家試験は次により実施される予定です。

開催日時・講習科目

摘要要	実施日	摘要	開催日時	講習科目
受付期間	7月1日～7月31日	水質関係	8月26日(月) 9:00～17:00	法令、公害概論、汚水処理技術、 水質測定技術
試験実施予定日	第1回 9月29日(日) 第2回 10月6日(日)	大気関係	8月28日(木) 9:00～17:00	法令、公害概論、ばいじん測定技術、 大気汚染防止技術
合格者の発表予定	12月			

開催場所 岐阜市萩田南5-14-12
岐阜県シンクタンク庁舎5階 大会議室
受講料 1日3,000円
申込期限 平成8年7月31日(木)

申込先・問合せ先
岐阜県庁 環境管理課内
岐阜県公害防止協会 事務局
☎ (058) 272-1111 (内線2579)

編集後記

うつとおしい長梅雨が続いております。この梅雨が明ければ真夏、そして秋、冬、春と一年が過ぎて行きます。一年が一つのサイクルで過ぎてゆくように、産業廃棄物もリサイクルシステムの確立がなされる必要があります。この号では「特集」として岐阜県廃棄物対策の全庁的な取組方針、廃棄物対策の現状と課題その他をまとめました。また、この号から各市町村の「わがまちの産業廃棄物問題と対策」について掲載してゆくことになりました。今後の各市町村の考え方を見守って行きたいものです。

いずれにしましても、今の使い捨ての考え方か

らリサイクルへと根本的に事業者、消費者を考えを改め、産業廃棄物処理を考えて行く社会になるように、われわれ産業者も含め努力して行く必要があると思います。また、この号では長年産業廃棄物関係業務等に多大の貢献をされました方々に対し、岐阜県知事及び全国産業廃棄物連合会長から表彰を受けられました方々を紹介させていただきました。誠におめでとうございます。ここからお喜びを申し上げます。

本号も皆様方のご協力をいただき発行することができましたことを感謝申し上げ厚くお礼申し上げます。
(坂井 修)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山 村 けい
副委員長 浅 野 勇
委員 川 合 清 和 野 村 清 晴 野々村 清
中 尾 勝 坂 井 修 大 藤 正 幸

■公告掲載社名

コマツ岐阜㈱／西濃採土石協同組合
日産ディーゼル岐阜販売㈱／パン自動車㈱

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用してあります。)

西濃採土石協同組合

理事長	山村	けい
副理事長	伊藤	春夫
〃	渡辺	文雄
〃	伊藤	哲夫
専務理事	安藤	喜一
監事	瀬古	武美
〃	岡本	博視

組員

旦鳥鉱山株式会社	株式会社瀬古興業
伊藤建工株式会社	西濃建設株式会社
株式会社岡興産	勢濃工業株式会社
岡本建材株式会社	曾根碎石株式会社
株式会社大阪碎石工業所	株式会社谷汲碎石
株式会社雁部建設	有限会社トモ工商店
岐阜興産株式会社	株式会社丹羽由
株式会社北村組	円高産業株式会社
小林組	山村碎石株式会社
三建産業株式会社	矢橋工業株式会社
松栄碎石株式会社	米山産業株式会社
昭和工業株式会社	有限会社渡辺建設

〒501-05

岐阜県揖斐郡大野町黒野548番地

TEL <0585> 32-2727

好性能トラック、発進。

物流を担うたくさんの方々から、拍手をいただけそうです。新しいトップマークとともに、コンドリ・発進、積み荷をしっかりと届けるための、ゆとりの架装・積載力。平成6年排出ガス規制をクリアしたクリーン＆パワフルなエンジンと、俊敏な機動力。さらに、気持ちよく働いていただくための快適装備や安全性も、高い次元で融合させました。いかがですか、こんどのコンドリ、基本を磨いて、好性能へ。

仕事をする人に。
NEW CONDOR

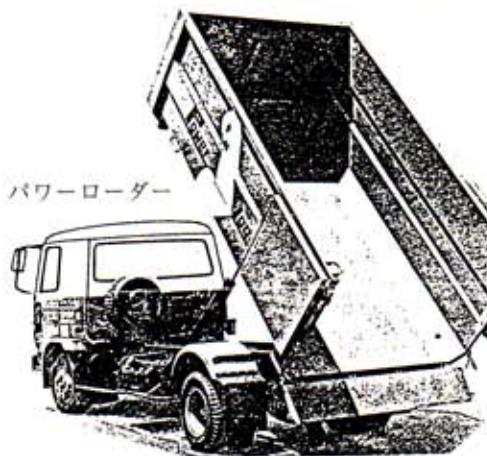


KC-MG211HM 岐阜南特約店車

日産ディーゼル岐阜販売株式会社
本社 羽島郡岐南町平成6-80

- 本 社 / ☎ 058-246-2359 ●大垣支店 / ☎ 0584-92-1281
(総務・業務)
- 岐阜支店 / ☎ 058-246-2381 ●東濃支店 / ☎ 0572-55-6835
(営業・整備・部品)
- 中古車 / ☎ 058-246-2485 ●中濃営業所 / ☎ 0574-26-6128
- 高山営業所 / ☎ 0577-33-4696

ごみ収集・輸送には 富士重工のシステム



塵芥収集社 フジマイティーシリーズ
アーム式ローダー車 パワーロード
ビルゴミ貯蓄槽システム

富士重工業(株)岐阜・愛知・三重特約店
バン自動車株式会社

本 社 〒460 名古屋市中区千代田1-8-10
TEL (052) 262-6581 FAX (052) 242-0313
サービス工場 〒457 名古屋市南区千種通5-18
TEL (052) 824-6510 FAX (052) 824-1981



協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成8年6月25日発行 第28号
編集発行 社団法人 岐阜県環境保全協会
理事長 小瀬洋喜
〒500 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階
TEL<058>272-9293
FAX<058>272-6764
印刷 共和印刷株式会社